

構成員の主な意見

(※事務局の責任においてとりまとめたもの)

1. 都道府県等での新たな移行調整の枠組みについて（「既に18歳以上の者（いわゆる過 齢児）」）

- ・ 広域調整が必要である。
- ・ 移行調整は誰が中心になるのか。児童相談所のケースワーカーは成人施設のことはわからない。市町村の窓口が担当になると遠く施設に入所していると、地元に戻るのか、施設の近くで暮らすのかよくわからない。また、施設の近くで暮らすのを選択した場合は資源の探し方がわからない。

2. 移行に関する受入先確保・施設整備のあり方について

- ・ 現在、過齢児として残っていて移行が難しい方達は、情緒不安定、自傷・他害、強度行動障害など本人の状態像で断られるケースが多い。
- ・ 障害者支援施設に入所している方で、グループホームへ移行出来る人はいないのか。全体量を増やすのではなく、いかに必要な人が必要ところで生活していくために充実策を考える必要がある。困難性の高い方を重点化していく、成人施設から地域生活に移行を進めて空きを作っていくのも必要ではないか。
- ・ 医療的ケア児のように、過齢児のサポートを障害児福祉計画に載せて検討していく必要があるのでは。
- ・ 施設のハード面と人材育成の整備が必要。
- ・ 平成24年前から強度行動障害の方の移行先が難しい。成人施設の受け入れ枠がないので移行出来ない。また、グループホームからも断られる。
- ・ 強度行動障害の場合、保護者もグループホームの体験入所で断られるという経験が連続する結果、移行先の見学すらあきらめてしまい、現入所施設を出ることに拒否的になっていってしまう。
- ・ 成人施設が足りない。地域で暮らす成人の方も入れない状態。グループホームは地域によって整備状況も違う。
- ・ 児者転換することで、その地域の短期入所がなくなってしまうということが起こり、地域課題を残すことになる。
- ・ 少子化でも障害児入所施設の存続は大切。障害児入所施設の安定的存続も考える必要がある。
- ・ 障害児入所施設が成人施設に転換して、地域に障害児入所施設がなくなり、遠くの地域の障害児入所施設に行かざるを得ない状況が生まれてきている。

3. 都道府県等での新たな移行調整の枠組みについて（「これから18歳を迎える（毎年18歳に到達する）者」）

- ・ 広域調整が必要である。
- ・ 移行調整は誰が中心になるのか。児童相談所のケースワーカーは成人施設のことはわからない。市町村の窓口が担当になると遠い施設に入所していると、地元に戻るのか、施設の近くで暮らすのかよくわからない。また、施設の近くで暮らすのを選択した場合は資源の探し方がわからない。
- ・ 現在は、都道府県が入所を決定する仕組み。入所から退所まで、本人や家族を含めたリービングケアが重要。まずは**都道府県（児童相談所）が責任を持ち、市町村と連携する形が必要**。
- ・ 18歳を超えると援護機関が市町村に移っている。都道府県が実施の主体となるのは過齡児の形では難しいと思う。実施主体となる市町村が中心となる。入所時、入所中は児童相談所、都道府県が入所の決定を行っているので、そこは市町村に情報提供をしっかりとる必要がある。
- ・ **地域に移行することを前提とするべき**。どうしても移行が難しいケースを全国で調整しなければならない場合があることは理解するが、移行さえできればよいということに繋がりがかねない。全国の空いている施設を探すための機能では本末転倒。
- ・ 要保護児童対策地域協議会と自立支援協議会が連携する仕組みを考える場合に、障害児入所施設に入所する児童のうち、要保護児童対策地域協議会の支援対象にならない児童もいるのではないか。
- ・ **障害福祉計画・障害児福祉計画に明確に記載**することで、市町村は過齡児が地元に戻ってくることを前提に、整備計画を作ることができるのではないか。単に連携の仕組みを作るだけでなく、行政計画に落とし込むことが必要ではないか。
- ・ 障害のある方の権利が守られているかを考える必要がある。行政がゆずりあうのではなく、**責任を持って障害のある方の大人になる時の権利を守ることが必要**。
- ・ **援護の実施主体を決めること自体が非常に難しい事例が毎年ある**。どこが責任を持って調整するのかルールをしっかりと決めるべき。
- ・ 責任の主体は基本的には市町村にすべき。強度行動障害や医療的ケアなど調整に困難を要する場合は、都道府県単位で検討する場を持つようにすることが考えられる。**その後の生活を支援していく市町村が調整の責任を担うべき**。市町村や相談支援事業所がその地域の情報を把握している。
- ・ 障害のある子どもとその家族の地域での支援体制整備と結びついていないと、退所後の体制整備は不完全なものになる。地域の体制整備の要となる**基幹相談支援が主体となるべき**。
- ・ 市町村が子どもをどう帰すかという観点が必要ではないか。
- ・ 18歳すぐの移行は学校が絡む（特別支援学校の高等部3年在学中に18歳を迎える）こともあり難しい場合がある。今まで通っていた学校を間際で転校させるのは適切でない。そこがネックになって、移行のチャンスを逃してしまう場合がある。**協議の場には学校関係者も入る必要があるのではないか**。
- ・ **医療型の肢体不自由児施設も通過型であり、18歳で移行調整が必要な子が多数いることを踏まえて議論する必要がある**。
- ・ 移行する際に**都道府県、児童相談所とグラデーションにバトンタッチをしていく仕組みをどう**

作るか。その中で障害児入所施設と受け手側の相談支援事業所、一般相談が上手く活用出来るように絡めて、上手くバトンタッチが出来るようにしていくと良い。

- ・ 障害児入所施設から成人サービスを体験利用する場合に、個別に市町村が支給決定するのではなく都道府県が包括的に支給決定することとしてはどうか。
- ・ 一定のルールの下で、都道府県が最終的に移行先の調整を行い、保護者が居所不明の場合は都道府県が一括して財源負担し、市町村ごとに分担金を払うことも考えられるのではないかな。
- ・ 過剰児の問題が解決しない要因は、どこが責任をとるのがはっきりしていなかったことが大きな要因。児童福祉から障害者福祉に移行するにあたり、移行できるように責任を持つというスタンスが必要ではないか。
- ・ 身近な市町村でこそ調整できるケースもあるが、医療的ケア、強度行動障害のケースは選択肢をより広げないと体験利用もままならない。都道府県は広域で、市町村は身近な場所で役割分担をしながら、移行調整する仕組みができるとういのではないかな。
- ・ 地域移行に在宅への移行も選択肢に入れるべきではあり、地域に支援が充分にあれば、在宅に戻ることもあり得るのではないかな。在宅に戻る場合は、家族支援も含めて手厚くサポートをする必要がある。
- ・ 児童相談所と都道府県の障害福祉課で連携がとれていない場合がある。18歳で期限が来たから親元に帰された事例もきく。次の生活の場を考えずに施設を退所させて、結果として過剰児がゼロとなっているとするとどうなのか。
- ・ 児童相談所と基幹相談支援センターや相談支援事業所との役割が曖昧と感じる。障害福祉計画の中に記載するなどして責任を明らかにする必要があるのではないかな。
- ・ 市町村の圏域の障害者支援施設が必ず受け入れるというのは困難ではないか。
- ・ 地域の知的障害者福祉協会のような団体や自立支援協議会、コーディネーターが集まるところに、地域の障害者支援施設の現状などの情報を共有するシステムが必要ではないか。
- ・ 都道府県と市町村との連携の枠組みを提示して進めることが大事。曖昧な役割分担では、家族にしわ寄せがいくのではないかな。

4. 移行に関する年齢と必要な制度について

- ・ 入所した段階、最低でも高1から実務者を入れたケース会議等の移行支援が必要。
- ・ 虐待などで中・高生年代の入所が増えている。入所の平均年齢が14歳。そうなると高校卒業と同時にすぐに移行は難しい。23歳～24歳で退所が多い。
- ・ 18歳での移行が難しい場合は、柔軟な対応が必要ではないか。
- ・ 時期としては高校生からでは遅いのではないかな。中3くらいから意識をし始めて、ケース会議などで議論を始める必要がある。また、保護者の方がその施設が良いから移りたくないということに対しても、早めにお話することでお互いに子どもの先のことを考えるうえでは重要と思う。
- ・ 最低でも高校入学時から、児童の状態像の把握、予想される地域生活、入所先の把握と実習の実施が必須と考える。実習時の措置停止や送迎に課題があるように思われる。
- ・ 移行のための準備は、早い段階から取り組むことが必要。
- ・ 移行先の候補地の相談支援事業所には、市町村を通じて話をするようになる。都道府県と市町村と一緒に移行先を探す体制が必要ではないか。
- ・ 早い段階から市町村に関わってもらう仕組みが必要。18歳になる前から市町村が援護の実施主

体になることが分かるような仕組みが必要。これにより、者のみなし規定による体験がしやすくなり、相談支援事業所との連携が速やかにできるのではないかと。

- ・ 高校2年の1月から3月くらいに、児童相談所から市町村に児童福祉法第63条の2、第63条の3に基づく通知や、第26条第1項第4号の送致を行い、市町村に者のみなし規定により関わってもらい、今後援護の実施主体となるという意識を持ってもらうことで、円滑な移行のための役割分担をしていく必要があるのではないかと。
- ・ 責任主体の役割がどこまでなのかわかりにくい。都道府県が行き先まで決めて市町村に伝えるイメージなのか、それとも市町村と一緒に本人の成人期以降の支援を検討するのかをはっきりさせた方がよい。
- ・ 都道府県、市町村、相談支援事業所などが並列して責任を担うとよい。体験利用の時には市町村の支給決定が必要なので、認定調査、体験利用の段階で市町村が関わってくることになる。
- ・ 体験利用しながら移行先はどこがいいのかを選ぶプロセスが、最重度の方の意思決定支援として必要。そのことも移行調整の流れ（資料2-2）に記載してはどうか。
- ・ 移行ありきで議論されると、今の生活がないがしろにされる懸念がある。どうやって社会に出ていくかを論点において、移行先や居所、日中活動を考えていく必要がある。
- ・ 学校卒業後の行き先があればよいという議論になりがちなので、十分に注意と配慮が必要。段階を例示したり、今の生活を充実させることも明確に打ち出すことが重要。
- ・ 18歳になると障害支援区分も出る。他のサービスから考えると3年ごとに審査会にはかる仕組みがあるのでその活用も考えてはどうか。完了の年齢はまずは3年として、一度延長も可能にするよう考えてはどうか。
- ・ 居住地特例により、今まで支援して来た市町村ではなく、18歳前日の保護者の居住地の市町村が支給決定と財源負担をするということになるので、都道府県が全体で財政を調整できる仕組みがあったらよいのではないかと。
- ・ 困難性を抱えている子どもを支援している場合でも、児童相談所が最終的に責任を持ってくれるので安心感がある。社会的養護の子どもの施策と同様に都道府県がしっかり責任を持って、その上で市町村とも連携しないと子どもが守られないのではないかと。
- ・ 施設から退所させるための支援ではなく、リービングケアはその子の人生を充実させながら大人になるための支援。入所時や15歳からなど一律に決めるのではなく、その子の支援をどうするか本人や保護者の方と相談しながら考えていく必要がある。
- ・ 体験利用が必要な時に、者のみなし規定により、市町村に者のサービスを支給決定してもらうことになるが、それ以降は市町村にお任せするという意図ではない。成人のサービスへの移行に向けて、一元的に包括的に支援する仕組みが新たにできるのであれば、都道府県が移行調整の主体になれるのではないかと。
- ・ 児童の施設だけの問題ではなく、成人サービス側の協力がなくうまくいかない。成人施設も空きがなく、上手く循環する仕組みが必要という意見は多い。65歳以上の障害者が多く在籍しており、成人施設から高齢者施設へ上手く移行できた場合の加算を創設したり、障害児を受け入れた場合にインセンティブをつけるなどしないと児童の側だけでは解決しないのではないかと。

5. 移行の準備のために必要な制度について、どう考えるか。

- ・ 相談の地域移行支援が、障害児入所施設では使えないのが課題。

- ・ 障害児入所施設に入所している方は4割近い人が社会的養護が必要。養育が困難ということが背景の人はかなりいる。保護者や支援している施設も含めて、早くから連携した会議の開催が必要。成人サービスの給付決定のための認定調査を早めに行うことで、成人への移行がよりしやすくなると考える。**総合支援法と児童福祉法の合わさった形**が本当に大事と感じている。
- ・ 体験利用を積み重ねていくことで本人が移行できることが確認されている。一回**措置と契約を切らないと使えず、受け入れ側に負担**をかけることになるので改善が必要と考える。
- ・ 障害児入所施設にソーシャルワーカーを配置した時の加算が創設されたが、本質的には行政の責任で進めるべきこと。**地域移行の相談**が今の仕組みでは使えないので、改善を行うべき。
- ・ 保護者による養育に課題があり、要保護児童対策地域協議会が関与しているような方が移行する際に、**成年後見人をつけて契約しようとする方法が、市町村には重い負担**になる。例えば、措置入所をしている児童には、実務的にやむを得ない措置とすることを推奨するという運用も必要ではないか。
- ・ 18歳に向けて成人サービス等を体験する仕組みは大切。強度行動障害の方の空床利用は現実的には難しいかもしれないが、考えておいてもよいのではないか。
- ・ 成人サービス等の体験については、場所の問題だけではなく、**支援の引き継ぎが難しい**。地域移行支援では、そのコーディネートをはするが受け手の支援は見ることができない。例えば、**障害児入所施設の職員と一緒に体験**をできるような**仕組み**があると、職員と泊まることで本人も安心し、支援について受け手側に留意点を伝えられるのではないか。
- ・ 障害児入所施設に入所している段階から、移行先の体験利用を繰り返しできる仕組みが必要。
- ・ 居住地特例については、たらい回しにならないようにルールを明確にする必要がある。ルールの再確認と徹底が必要。
- ・ 自立援助ホームは22歳まで可能となっている。それを考えると障害のある人達の意味尊重の中での自立としては、18歳から5年間入所を継続できるようにすることは妥当ではないか。
- ・ 重症心身障害の方で医療的ケアが必要で移行が難しいケースもある。
- ・ 社会的養護の制度では18歳、20歳で社会に出るが何の制度もなく、退所後に貧困等に陥ることがあったため自立援助ホームが作られた。障害は、グループホームや障害者支援施設への移行の運用が上手くいってないが移行先はある。既にある仕組みをどう上手く使うのかを考える必要がある。
- ・ 成人施設が足りないという課題があり、これをどう解決するか。グループホームの国庫補助や、移行に関わるという理由で障害者支援施設をユニット型に限定して作ることでできるようにするなど、検討する必要があるのではないか。
- ・ 児童の移行の準備を柔軟にする必要がある。成人サービスを早めに柔軟に利用できる仕組みができれば、体験利用や移行に向けた支援ができるので移行がスムーズに進むのではないか。
- ・ 保護者が身元保証人になってもらえないケースがある。受け入れる成人施設における身元保証人の問題なども含めて移行を考えて欲しい。経済的な支援も重要で、生活保護も簡単ではないのでそのような課題も認識しておいてほしい。